

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2313号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



お花畑

### もくじ

|           |   |      |
|-----------|---|------|
| 政 策       | 公 益 法 人 等 派 遣 法 の 概 要 — 三 セ ク 等 へ の 派 遣 ルールを明確化 — | (2)  |
| フ ォ ー ラ ム | わ た し た ち の 微 笑 つ づ け ゝ 山 梨 県 増 穂 町               | (5)  |
| 情 報       | カ プ セ ル N O W & N E W                             | (8)  |
| 情 報       | ネ イ カ ル の む ら を め ざ し て                           | (9)  |
| 随 想       | 高 知 県 土 佐 山 村 長 門 田 博 文                           | (11) |
| 報 告       | 政 策 レ ー ダ ー                                       |      |

### ●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

### 閑話休題

インターネットは便利には違いないが、もうひとつ、安心できないという声を聞くことがある。ハッカーが現れたり、金だけ集めて逃走する輩が出たり、それにインターネットの会社を経営する社長なるもの(氏素性が知れないのが気がかりだ、というのである。

## インターネットとは何ぞや

たしかに情報革命なるものが起つてから、やたらに横文字がふえた。新聞雑誌によく出るものだけを取り上げてみても、SCM(サプライ・チェーン・マネジメ

ント)EC R(エフィシエンシー・コンシエマー・リスボン)CRM(カスタマー・リレーションシップ・マネージメント)ERP(エンタープライズ・リソース・プランニング)等々である。なにやら、戦術がスマートに語られていそだが、なんのことはない、「顧客を逃がすな」「その手段に力ネをかけるな」「注文があつたらすぐ届ける」「社内の要素を計画的に使え」と、商売をやっているものならアタリマエのことを言っているにすぎない。

さて、この調子で「インターネット」を日本語に直すかどうか。私がお目にかかった最高の名訳は「衆縁和合」である。人にあつても何かの縁、いい話を聞くのもなかなかの縁である。情報過剰の社会には独断と偏見が横行するが、情報の豊かな社会は問題解決がソフトランドで現われる。

「縁」といえば、日本の産んだ世界的な学者・南方熊楠氏の名言がある。「あらゆる結果にはあらゆる原因がある。しかし、同じ原因が同じ結果を産むことはない。なぜなら、ある結果が出るまでに、必ず縁が入るからである」

南方氏の世界的評価をきめたのは「粘菌」だった。それは「ある縁」がつくった産物である。「陛下、これがそつです」と南方博士が「粘菌」をキヤラメル空き箱に入れて昭和天皇に献上すると、陛下はこのうえなく喜ばれたそうである。衆縁を和合すれば、地方の産物や風景の付加価値は間違いなくあがる。これからの自治体は「縁」を世界に求めるべきではないか。

( 評論家 草柳大蔵 )

# 公益法人等派遣法が成立

## ―三セク等への派遣ルールを明確化―

自治省は、地方公務員を公益法人等に派遣する制度を定めた「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律案」を今国会に上程していたが、四月二十日に可決・成立した。

この法律は、第三セクターや公益法人等の増加に伴い、地方自治体からの職員派遣も増えているが、現行の地方公務員法に職員派遣に関する規定がないため、派遣形態が「退職」「休職」「職務専念義務免除」「職務命令」など区々であり、派遣職員の身分や処遇などについても問題点が指摘されている。さらに、地方自治体が派遣職員の給与を支給することを巡って各地で住民訴訟が提起され、自治体の負担は違法との判決もみられたことなどを踏まえ、職員派遣のルールを明確にするため、①公益法人等への派遣制度、②営利法人への退職派遣制度―の二つの制度が創設されることとなったものである。

本法律の施行は平成十四年四月一日からとなっており、今後、各地方自治体において条例等が整備されることとなる。本誌では本法律の概要と要綱を紹介する。

### 派遣

#### 一 対象法人

公益法人等（民法法人、特別の法律により設立された一定の法人及び地方六団体）のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るための人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの。

#### 二 派遣前の手続

任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結（主として地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有すると認められる業務等に限定）

#### 職員に取決めの内容を明示

#### 職員の同意

#### 三 派遣

・期間…三年以内（五年まで延長可）  
 ・取決めに従って対象法人の業務に従事

・給与…委託業務や共同業務等に従事する場合には支給可

・服務…「信用失墜行為の禁止」「政治的行為の制限」等身分上の服務の適用あり

#### 四 復職

・期間満了の場合等には復職

・営利法人への退職派遣制度―

対象法人を限定し、一旦退職のうえ派遣

#### 一 対象法人

当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るための人的援助が必要なものとして、条例で定めるもの。

#### 二 派遣前の手続

・任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結（主として地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有すると認められる業務等に限定）

・職員に取決めの内容を明示

・任命権者の要請に応じ、職員が退職

#### 三 派遣

・期間…三年以内  
 ・取決めに従って対象法人の業務に従事

・給与…支給せず

・服務…適用なし

#### 四 復職

・期間満了の場合等には、地公法の欠格条項に該当する場合等を除き採用

職員等の処遇

（派遣・退職派遣共通）

① 派遣期間中の処遇については、派遣先団体に係る制度を適用（健康保険制度及び労働者災害補償制度）。

② 公務復帰後の処遇については、

共済長期給付制度及び退職手当制度

### 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の概要

#### 立法目的

- 職員派遣の適正化及び手続等の透明化・職員の身分取扱等の明確化
- 最高判決平成十年四月二十四日（一）を踏まえ、統一的なルールを設定
- 地域における人材の有効活用を通

じた公民の適切な連携協力による  
 諸施策の推進

#### 制度の概要

- 公益法人等への派遣制度及び営利法人への退職派遣制度の2つの制度を新たに設ける。

―公益法人等への派遣制度―  
 対象法人を限定し、身分を有したま

政 策

③ その他復帰後の処遇は、部内の職員との均衡に配慮。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律要綱

第一 目的

この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度等を整備することに より、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。(第一条関係)

第二 職員派遣

一 職員の派遣

1 任命権者は、次に掲げる団体(以下「公益法人等」という。)(以下「公益法人等」)のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基つき、当該公益法人等の業務にその役員員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができるものとする。(第二条第一項関係)

(一) 民法第三十四条の規定により設立された法人  
(二) 特別の法律により設立された法人(営利を目的とするものを除く。)(政令で定めるもの)  
(三) 地方自治法第二百六十三条の第三項に規定する連合組織で届出をしたもの  
2 任命権者は、職員の派遣(以下「職員派遣」という。)(の実施に当たっては、あらかじめ、当該職員に取決めの内容を明示し、その同意を得なければならぬこと。)(第一条第一項関係)  
3 取決めに於いては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益法人等(以下「派遣先団体」という。)(における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間等を定めるものとする。)(第二条第三項関係)  
4 取決めで定める職員派遣に係る職員の従事すべき業務は、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするもの等でなければならぬものとする。 (第一条第四項関係)

二 職員派遣の期間

職員派遣の期間は、三年を超えることができないこと。ただし、任命権者が特に必要があると認めるときは、職員派遣をした日から引き続き五年を超えない範囲内において、これを延長することができるとすること。

ことができるものとする。(第三条関係)

三 派遣先団体の業務への従事等  
1 職員派遣をされた職員(以下「派遣職員」という。)(は、その職員派遣の期間中、取決めに定められた内容に従って、派遣先団体の業務に従事するものとする。)(第四条第一項関係)  
2 派遣職員は、その職員派遣の期間中、職員派遣された時就いていた職又は職員派遣の期間中に異動した職を保有するが、職務に従事しないものとする。 (第四条第二項関係)  
四 派遣職員の職務への復帰  
1 任命権者は、条例で定める場合であつて、その職員派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに当該職員派遣に係る派遣職員を職務に復帰させなければならないこと。(第五条第一項関係)  
2 派遣職員は、その職員派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。(第五条第二項関係)  
五 派遣職員の給与  
1 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給与を支給しないものとする。(第六条第一項関係)  
2 派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務又

は地方公共団体の事務若しくは事業を補充し若しくは支援すると認められる業務であつてその実施により地方公共団体の事務又は事業の効率的又は効果的な実施が図られると認められるものである場合等には、地方公共団体は、1にかかわらず、派遣職員に対して、その職員派遣の期間中、条例で定めるところにより、給与を支給することができるものとする。(第六条第二項関係)  
六 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例等  
1 地方公務員等共済組合法の短期給付に関する規定は、派遣職員には適用しないことその他の派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例について定めること。(第七条関係)  
2 派遣職員に係る児童手当の拠出金は、派遣先団体から徴収することその他の派遣職員に関する児童手当法の特例について定めること。(第八条関係)  
七 派遣職員の復帰時等における処遇  
地方公共団体は、派遣職員が職務に復帰した場合等における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失ふることのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならないこと。(第九条関係)

政 策

第三 退職派遣

一 特定法人の業務に従事するために退職した者の採用

1 任命権者と特定法人(当該地方公共団体が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものをいう。以下同じ。)との間で締結された取決めに定められた内容に従って当該特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて職員が退職し、引き続き当該特定法人の役員として在職した後、当該取決めで定める当該特定法人の業務に従事すべき期間が満了した場合等には、欠格条項に該当する場合は、その他条例で定める場合を除き、任命権者は、当該特定法人の役員としての在職に引き続き、その者を職員として採用するものとする。 (第十条第一項関係)

従事すべき業務及び業務に従事すべき期間等を定めるものとする。 (第十条第二項関係)

3 取決めで定める退職派遣者の従事すべき業務は、地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与し、かつ、地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有すると認められる業務を主たる内容とするもの等でなければならぬものとする。 (第十第三項関係)

4 取決めで定める退職派遣者の業務に従事すべき期間は、要請に応じて退職をする日の翌日から起算して三年を超えない範囲内で定めるものとする。 (第十条第四項関係)

5 1の採用については、条件附採用の規定は適用しないものとする。 (第十条第五項関係)

二 退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例

特定法人又は退職派遣者は、継続長期組合員制度における公庫等又は公庫等職員とみなすことその他の退職派遣者に関する地方公務員等共済組合法の特例について定めること。 (第十一条関係)

三 退職派遣者の採用時における処遇等

1 地方公共団体は、退職派遣者が一の1により職員として採用された場合等における任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失するこ

とのないよう、条例で定めるところにより必要な措置を講じ、又は適切な配慮をしなければならないこと。 (第十二条第一項関係)

2 退職派遣者が一の1により採用された場合における懲戒制度の特例について定めること。 (第十二条第二項関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、平成十四年四月一日から施行すること。ただし、第三及び第四の二は、同年三月三十一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 第三は、平成十四年三月三十一日以後に第三の一の1の任命権者の要請に応じて退職した者について適用すること。 (附則第二条関係)

三 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律について、所要の改正を行うこと。 (附則第三条関係)

職員のための共済制度

■住宅火災共済■

わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。

■自動車共済■

普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。

全国町村職員生活協同組合

五月の俳句カレンダー

この新樹月光さへも重しとす

山口 青柳

「新樹」とは若葉の萌え立つ頃の樹木。街路樹も神社のケヤキのような大木も、春先までは広げた枝の間に空が見えたのに、あらゆる梢に新芽が顔を出し、いつの間にか空を仰ぐ視線を遮っている。

日に日に伸びる青葉には、人間の少年少女期のように成長する勢いの中に、初々しさともろさが見える。その微妙なニュアンスを、「月光さへ重し」と表現したこの句に、ぞくぞくするような言葉の切れ味を感じる。「月光」は秋の季語ではないが、などと野暮な詮索をする余地を許さないほど鮮烈である。

代馬は大きく津軽富士小さし

高浜 虚子

「代馬(しろうま)」とは田植前の田圃を耕す「代掻き馬」のこと。三十年くらい前までは、初夏の農村で見られた風景と思うが、最近、馬といえは競走馬。耕耘機のある現在は農作業に馬を使うのは稀である。農耕馬だからサラブレッドとは違い、脚は太くどっしりしている。津軽平野から眺める岩木山の優美な姿が、近くに見る馬と比べて余りにも小さく感じられたものと思う。話は飛ぶが、信州・白馬岳の名の由来は、田植時に雪が解けて山の地肌が「代掻き馬」の形に現れるからで、白い馬ではない。白馬の「代馬」は当然ながら黒褐色である。

## フォーラム

## 平成 1 年度 地域づくり自治大臣表彰

## 住民参加のまちづくり

## 現地レポート

## 山梨県

## 増 穂 町

増穂町東部の市街地（手前は富士川）



## わたしたちの微笑みづくり

増穂町は、山梨県の南西部に位置し、県都甲府市から一六kmの距離にあります。町は大きく分けて、西部の山間・丘陵地と東部の平野部からなり、東西の標高差は約四〇〇mあります。東部の平野部は、その東を南北に貫く富士川に沿って広がっており、この富士川に注ぐ支流の利根川、戸川で形成する扇状地に、町の中心市街地が形成されています。

西部の山間・丘陵地は、南アルプス巨摩自然公園に指定され、豊かな自然に包まれています。春夏秋冬それぞれの季節を彩る渓谷や、飛瀑などの自然資源に恵まれ、近年観光客の入り込みも増えています。

面積は六五・一七km<sup>2</sup>で、人口は、一三、四〇〇人、古くから富士川水運と、それに並行する陸路甲州（山梨県）と駿州（静岡県）を結ぶ駿州往還の一拠点として栄え、甲府盆地の南端、峡南地域における産業・文化の中心的な役割を果たしてきました。

近年では、都市近郊農業地域並びに商業拠点として、また甲府都市圏の郭延化にともない、ベッドタウンとしての地域性も色濃くなっています。

## 新たな地域づくりへの一歩

今から十数年前、増穂町の地域づくりは転機を迎えました。それは、県西部をカバーする釜無川流域下水道浄化センター建設が、本町に決まったことに始まりました。地元との話し合いは比較的順調に進められたものの、下水道浄化センターのもつマイナスイメージをなくし、また町と住民との対立関係を残さず、さらに住民が町に誇りを持って住み続けるための住民意識の醸成が緊急な行政課題となっていました。

平成三年に策定された長期総合計画においては、「人間尊重」「自然との調和」「文化の伝承」を基本理念に掲げ、住民と行政が相互に協力し、日常の地道な努力の積み重ねによって目的を達成する「まちづくり」を目指しました。特にまちづくりを先導する職員の意味改革を図り、各種団体の活性化、ボランティア組織の育成、リーダーの育成等「人」づくりに意を



## フォーラム

増穂町文化会館



注いできました。振り返れば、住民参加のまちづくりも当時からの息の長い取り組みの成果だとも言えます。

## 文化会館を核にしたまちづくり

増穂町文化会館は、釜無川流域下水道関係十五市町村の協力を得て、町の文化公園構想の中核施設として、平成四年七月にオープンしました。総工費は約三〇億円を費やし、人口一万三千余の小さな町の施設としては立派すぎるという見方もされました。しかし、折しも高度経済成長にかげりが見え始め、物の豊かさから心の豊かさ

り関係者の深い理解と、より高い文化を求める町民の情熱が実を結んだものと言えます。

施設の設置目的である地域及び周辺住民の文化の向上・増進のため、優れた芸術文化の鑑賞機会を提供する場として、さらに学童をはじめとする文化活動の発表の場としても活用され、二十一世紀に向けての「まちづくり」の核として大きな期待を担い、着実に実績を挙げています。

文化会館が町民に愛され、町民に育まれていかなければ、その発展はあり得ません。これからも町民の希望や提言を真摯に受け止めながら、町の文化、人々の文化に対する意識を高めるよう、様々な



文化会館専属合唱団ますほチェンバークワイア

催し物を企画・運営してまいりませす。

## 健やかでやさしい微笑みづくり

町では、高齢者福祉を中心とした福祉活動の拠点づくりのため、福祉エリア構想を策定し、「保健・医療・福祉」の一体的な推進を図ってまいりました。

福祉エリアの中にある「地域健康福祉センター」は、平成三年に三億四千六百万円余の予算で建設され、豊富な温泉資源を活用したデイサービス事業が行われていました。また、平成十年十一月に完成した高齢者健康増進施設「まほらの湯」は、地域総合整備事業債のまちづくり特別対策事業により、総事業費約七億八千万円を投じて建設され、オープン以来多くの町内外の皆様が利用され、好評を得ています。

さらに、県内では初めての国民健康保険高齢者保健福祉支援センターが、平成十一年三月に完成しました。地域の保健・医療・福祉への需要に応えるとともに、介護保険制度への対応を含め、住民生活により密着したサービスを効率よく提供できる施設とし活用されています。この施設は、国民健康保険特別対策事業による国庫補助

を受け、総事業費約七億五千万円で建設されました。

## 今後のまちづくりの課題

① 伝えるだけでなく、みんなで創り出す文化へ

増穂町では、「潤いのある心を育む増穂教育」の精神が旧来より引き継がれ、現在の増穂の文化が形成されています。「観る、鑑賞する」文化活動だけでなく、そこに住む人たちがみんな「創造し、参加し、そして経験する」文化活動へとさらに発展させるため、五十年、百年後の人たちに残せる文化を、文化会館を核として「地域の人たち自らの手で」築き

フォーラム

上げていきたいと考えています。  
② いきいきとした「ふれあいの郷」へ

増穂町でも少子・高齢化が進み、今後も福祉対策をさらに充実していく必要があります。これまで多くのボランティア団体に支えられるなかで、「共に健康で生きる思いやりのあるまちづくり」が進められてきています。

これからもボランティア活動の拡大を図っていくとともに、これらの福祉の輪を住民参加による町ぐるみ運動として展開し、増穂町全体がいきいきとした「ふれあいの郷」となるようにしていきたいと考えています。

③ 町民みんなの力で「活力とロマ



全国ソフトバレーファミリーフェスティバル

ふれあいききサロンの保育園児との交流風景



ン溢れる中核都市」へ

豊かな自然、緑と清流がつくる、四季それぞれの色、香り、歌声を伴った「自然の微笑み」。町内に伝わる文化・伝統を築いた先人たちの「ときの微笑み」。そして、まちづくりの主役である町民の生き生きとした「まちの微笑み」。これまで受け継ぎ、育まれてきた「微笑み」を守るだけでなく、町民みんなの力で、さらなる「わたしたちの微笑みづくり」を進めたいと考えています。

( 増穂町長 田中隼人 )

情 報

カブセル Now & New

秋田県 田中町

収納課設置で未納公共料金等の徴収強化
人口増加や社会情勢を反映して税金の滞納が増えている町では、財源不足による町民サービスの低下を防ぐため、税務課担当者が行っていた徴収事務を強化しようと新たに収納課を設置し、町税の徴収とともに町営住宅使用料と上下水道料金の未納分の徴収を行っている。

山形県 三川町

幼稚園・保育園 一体化施設の整備
少子化や施設老朽化に伴い、町立の三保育園の統合を検討していた町は、文部省・厚生省から別々に認可を受けた幼稚園と保育園を同一敷地内に併設し、職員室や給食室を共用する幼稚園・保育園一体化施設を整備することにしており、二〇〇一年度の開園をめざしている。

茨城県 守谷町

利便性向上のため
木曜日の窓口業務を延長
東京のベッドタウン化が進んでいる町では、通勤・通学者の転出入届や住民票交付などの利便性向上を図っていくため、毎週木曜日について、住民課 税務課、児童福祉課、国保年金課、社会福祉課、学校教育課の窓口業務を午後八時三〇分まで延長している。

山梨県 石和町

外国人のための「くらしのガイド」作成
転入してきた外国人の利便性向上を図っていくため、町は警

察署、消防署、公園、学校など三十の公共施設の所在地・電話番号を英語で記すとともに、役場や病院など生活に密着した施設の案内を英語、朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語で紹介した「石和くらしのガイド」を二千部作成した。

新潟県 山北町

子育て支援、人口定住化対策の一環として、町は「子育てがんばろう条例」を施行し、第三子以降を産んだ町民のうち、親子ともその子が中学卒業まで町内に居住する予定で、その子を含めて十八歳未満の子が三人以上いる家庭に、五十万円から百万円支給している。

石川県 能登島町

温泉掘削の成功で
観光振興や福祉向上に活用
島内に五つの温泉が湧出しているものの、すべて民間が利用権を持ち一般開放されていなかったことから独自に温泉掘削を行っていた町では、島中心部の役場近くで温泉掘削に成功、民宿等への利用を進めるなどの観光振興面や福祉向上への温泉活用を検討している。

岐阜県 古川町

「癒し」をテーマに
観光PRのCDを販売
観光振興や町のPRの一環として、町と町観光協会は、「癒し」をテーマに、春の古川祭りや秋のきつね火まつりなど町の四季の行事や風物詩などをクラシックや民謡で紹介したCD「もつじき春やせな」を二千部

製作し、町内の観光施設などで販売している。

奈良県 室生村

特別職や議員を対象の政治倫理条例を制定
村は、村長・助役・収入役・教育長・村議自身とその配偶者同居する親族、さらに二親等以内の血族が経営若しくは役員に就任している企業が、村や県・国が関係する公共事業や物品納入等を受注することなどを禁止した厳しい内容の政治倫理条例を制定している。

鳥取県 八東町

地域活性化の一環として昨秋に町内の空き家実態調査を行った町は、空き家の維持・管理方法や経費、効果等を検討した上で、都市部との交流事業や田舎暮らしを希望する都市住民に提供するなど空き家の有効活用を図っていききたいとしている。

山口県 三隅町

老朽化の無人駅を生涯学習施設に改修
一九五四年に建設され八五年から無人駅になっていたJR山陰本線長門三隅駅の木造平屋建て駅舎の老朽化が進んでいたことから、町は資金の一部を負担し、駅舎を作業室や談話展示室などを備えた生涯学習施設「はつらつステーション(仮称)」として全面的に改修していく。

香川県 多度津町

チャイルドシートを着用が義務付けられたことに伴い、町は、チャイルドシートの正しい装着

法などの講習を受け、町発行の修了証を取得した利用希望者に對し、町が購入したり、町民から提供されりサイクルしたシートを無料で貸し出すレンタル事業を実施している。

愛媛県 広田村

山村留学制度を中学生まで拡大
一九九二年度から小学生を対象に、全寮制の寄宿舎「山村留学センター」で生活しながら村内小学校で一年間、地元小学生と学んでいく山村留学制度を実施していた村は、同制度の充実のため対象を中学生まで拡大し、受け入れている。

福岡県 二丈町

メダカがすめる環境づくり
メダカがすめる環境づくりをして欲しいとの子どもたちの声を受け、町は河川環境の維持保全を図っていくため、大型店舗の出店計画がある上流地域での水質調査を実施、この結果を踏まえ店舗の排水処理などを指導していくほか、河川の水棲生物の調査なども進めていく。

長崎県 高島町

捨て猫による糞や尿による害が広がっている町は、町民の衛生環境の保全を図っていくため、飼い猫は役場に届け出て登録番号入りの首輪を付け、また、オス猫は去勢手術を行うよう飼い主に周知するとともに、捨て猫の捕獲に取り組んでいる。

カブセル Now & New



随 想

ネイカルの  
むらをめざして



県 長  
知 村 博 文  
山 田 博 文  
高 佐 門  
と さ

随 想

我が土佐山村は、県都高知市の北隣に位置し、高知市までは車で二〇分の距離にある。東は南国市、西は鏡村、北は土佐町に接し、急峻な山々に囲まれた緑あふれる鏡川源流の村。面積は五九・二二平方キロで、村の九〇%が森林。雨量は年間五千ミリを超えたこともありました。古くは、この豊かな山林資源を背景に自立した地域社会を形成してきた。ところが一九五五年以降の高度経済成長期になると新炭生産と林業労働を軸とする地域産業は大きく動揺し、人口の流出と過疎化という全国同様の社会問題を抱えることとなった。

その後、米の増産やタケノコ、ユズ、ミョウガの導入による農業生産の拡大などで地域経済を支えてきた。これにより二五〇〇人から一三〇〇人台まで急激に減少した

人口も、八〇年代以降横ばいの状態にあります。現在も、森林に挟まれた溪流沿いのわずかな棚田状の農地を活用し、さまざまな農業生産の拡大や、豊かなみどりとその森から湧き出る清流に囲まれた心の安らぐ生活空間、生活環境を生かした村づくりに取り組んでいるところです。

本村は、明治二二年四月の町村制の施行以来合併もせず今日に至っており、立村一〇〇年を節目に交流並びに健康産業への取り組みを始めて参りました。「地球にやさしい農業」を進めるため、平成四年に第三セクターとして財団法人夢産地とさやま開発公社を設立し、健康な作物を生産する新しい技術(BMW技術)を導入した土づくりを行うために、土佐山村土づくりセンターを

建設。製造した堆肥を有効に活用し、土づくりに主眼を置いた農業の振興として「低農薬栽培」「無農薬野菜」の増産に取り組みと同時に、女性や高齢化に対応できる農業の推進を図っています。そして、生産者の顔が見え、安全で安心した健康な作物として好評の「野菜セット」等は産地直送野菜として販売されており、農産物輸入の自由化に伴い、今後は開発公社を中心に生活協同組合との連携を図り契約栽培の推進に努めて参りたいと思っております。

また、最先端農業技術の導入により、将来の中山間地域農業の可能性に挑戦し地球にやさしい安全な無農薬野菜、サラダ菜、リーフレタスの供給産地のシンボルとして、平成六年に村と総合食品卸業の共同出資で野菜工場「夢ファーム土佐山」を設立、運営をしており、農産物輸入自由化、市場の流通の変化等に素早く対応できる情報が得られ、今後の農業振興に大いに役立つことと思っております。本村のような山間地域は地形が急峻であり、腰、膝、肩の疾病が多く、一人当たりの老人医療費も県平均より高額の状態であります。村民の意向調査をすると、元気で働き長生きしたい、そして社会に参画したい」の意見が多く、

健康づくりの拠点として平成二年に「健康交流センターとさやま」を建設しました。温水を利用した機能訓練と心身の健康増進が楽しく自然にできる健康づくりに取り組み、年間に村内外の約二万人が利用しています。また、各地域に健康福祉推進員を置く一方、隣接している村営の医療施設では、成人病検診や癌検診等の受診率を高め疾病の早期発見、早期治療を行っています。

少子化・高齢化・過疎化という波は本村にも押し寄せて来ました。村西部地域の住民の中には、離村の話も出るほど深刻な状況でした。地域内の農家が梅栽培の先進地を研修し、地域の活気を取り戻すとともに梅の花を地域外の人に見ていただくこと、「梅まつり」を始めました。回を重ねる毎に人気を呼び、梅の開花時には数千人が訪れるようになりました。この「梅まつり」で協働関係が生まれ、更に地域の将来の夢を描いていくことが必要との考えで、アドバイザーを迎え、ワークショップも活発に行い、「自分たちでできることは、自分たちでやってみよう」という気持ちで地域の皆のなかに固まり始めました。平成一〇年に温泉を活用した宿泊施設「オーベルジュ土佐山」と、地区民で有限

## 随 想

会社を設立し地域で収穫した農産物を直売所で販売するなど、年間六万人もの人々が県内外から新たに訪れ地元住民との交流が行われております。都市と農山村の交流を通じて、経済的な地域農林業の活性化と、人々のふれあいから得られる新たな価値観や、さまざまな情報を基に、地域コミュニティの再生が始まるうとしております。この西部地域のように、他の地域でも住民が地域の課題を直視し、地域にそれぞれのアイデンティティが不可欠であると思っております。

昨年、地方分権一括法案が成立され、地方分権の時代が訪れました。村としても地域が個性を發揮できるように役場職員は足元をしっかりと見据え、地域づくりにもマンを懸けるように研鑽し、地域経営感覚を發揮できるような職員の養成に努めることだと思っております。そのためには次のことについて職員の意識改革に取り組み、職員が地域に向き地域おこしが必要ではないかと思っております。

①地域の行政は、地域住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちで負うという行政システムの構築  
②住民が主体となり住民の意思による行動を支援していくことが重要  
③住民と行政が共に考え住

民の声が政策形成過程に反映④住民一人ひとりの自覚と責任に基づく地域づくりの促進等住民が当事者意識を持って、参画、協力する機運を高めるには、情報提供、啓発活動、住民活動の促進。即ち、これからの時代は「自分たちでできることは、自分たちで実行」と地域を活性化させるのは全員の協力であり、地域や集落を皆で経営していくことの気持ちも大切に、地域全体の活性化や農村コミュニティの充実を更に行い、自然と文化の調和(ネイカル)をテーマに村づくりを進めて参りたいと思っております。

選ぶなら東洋の



ビッグ

元金保証  
安全・確実

〈収益満期受取型〉●2年・5年●1万円単位●設定日から1年以上たてば、中途換金も可。



東洋信託銀行

本店 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1の4の3 ☎03(3287)2211

## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

## 自治体職員の見直し管理で提言

自治省の「地方公共団体定員管理研究会」は自治体職員の見直し管理の現状(町村週報二二九九号参照)と課題を分析した報告書をまとめた。報告書は、地方公務員の見直し管理について国家公務員については一〇年間で二五%の削減が閣議決定されているが、地方公共団体の事務は、直接住民に係る分野が中心であり、国が配置基準を定めている部門が約半数を占めること。さらに、介護保険制度のように国の定めた法令によって義務づけられる事務もあり、国としてあるべき地方公務員の総数や削減目標を一律に示すことについては、地方分権推進の観点等から適当ではないとした上で数項目の提言を行っている。

このうち地方財政との関連では人件費の削減・抑制が必要であり、今後の取組みにおいては経常収支比率等による財政診断、ラスパイレズ指数、公共施設整備水準等各種の指標を一層複合的に活用することを求めている。また、住民の理解と協力を得るため、定員適正化計画・数値目標の公表など情報提供に積極的に取り組むことが重要としている。

このほか、①長期的視野に立った定員管理のためには、将来にわたる行政需要の動向を把握することが不可欠であり、事務事業の不断の見直し等を行いつつ、全体としては増加を招かないようにすることが必要②適正化推進の手法としては、事務事業の見直しや民間委託、一律削減等とあわせて、組織構造の見直しを行うなど、総合的な視点を持つことが大切等としている。

## 地方債の許可制度の弾力的運用について

## 自治省

自治省はこの度、事前協議制に近い弾力的な地方債許可方式の適用について説明した地方財政運営通知と地方債許可方針を提示した。

これは、平成十七年度までは現行のまま維持することとされている地方債の許可制度について、協議制度移行の趣旨を踏まえ、平成十二年度以降において、財政の健全性が確保されている一定の地方公共団体に対しては、申請に基づき、許可制度の弾力的運用を行うとしたもの。

これによると、許可制度の弾力的運用の対象団体については、①都道府県においては、起債制限比率が一〇%未満かつ経常収支比率が八〇%未満②市町村においては、起債制限比率が一〇%未満かつ経常収支比率が七五%未満、という条件を満たす団体で、起債制限の対象となっていない団体を運用改善の対象とするこ

としていた。また、弾力的運用の対象例としては、①都道府県の行う建設事業に対する市町村の行う建設事業に対する都道府県の市町村補助金③公共的団体等に対する補助金④義務教育施設の基準面積等を上回る地方債の充当⑤庁舎の基準面積等を上回る地方債の充当などを示している。

なお、特例措置の対象団体には、鳥取、愛媛、佐賀の三県他に、新潟県湯沢町はじめ三八六市町村と

十一年度林業白書公表  
森林の公益的機能重視へ

平成十一年度林業白書が四月七日の閣議に提出され、了承された。

森林の現状は、蓄積量が三十五億立米、人工林を中心に毎年七千万立米つつ増加しているが、平成十年の国産材生産量はピーク時の三七%に減少、自給率は昭和四十一年の六七%から二一%へと低下している。緊急に間伐が必要な森林は百五十万畝にのぼるが、民有林での実施面積は年間二十万畝に過ぎず、伐採跡地に植林をしない林家等も増えている。木材価格の低迷による採算性の悪化により、森林が放置され、地域に対する誇りや愛着が失われていくことが憂慮されている。

一方、森林に対する国民の期待は、国土保全、水資源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、保健・文化・教育的利用等多様化している。森林所有者、地域住民、市民団体、行政等が一体となった取組が不可欠であり、公有林化、里山林の整備等、地域の自主的な森林整備体制が必要であるとしている。

従来の林業振興中心の政策だけでは対応が困難な状況であり、今後の基本政策として、①木材生産主体から、多様な機能を持続的に発揮させる政策に転換、②人工林資源の循環利用の推進を挙げている。森林を社会全体で支えていくという意識を国民の間に醸成し、地域社会の合意を基礎とした森林の管理及び経営体制を構築していくことが重要であるとしている。